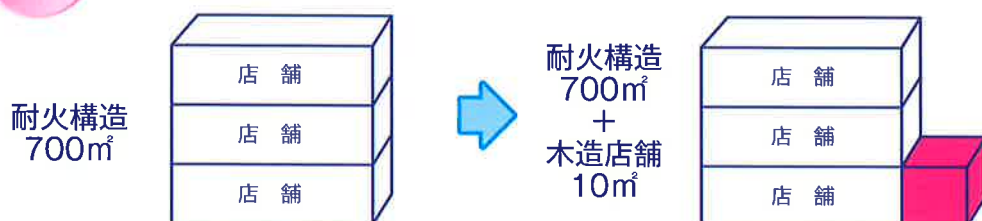


重大な消防法令違反の大半は、 無届による増築・接続・開口部の閉鎖、 または用途変更で発生しています！

事例1 1階店舗部分を広げたいので、木造で店舗部分を増築



屋内消火栓設備
未設置・違反

※耐火構造の要件が崩れたため、屋内消火栓設備が必要になった事例です。

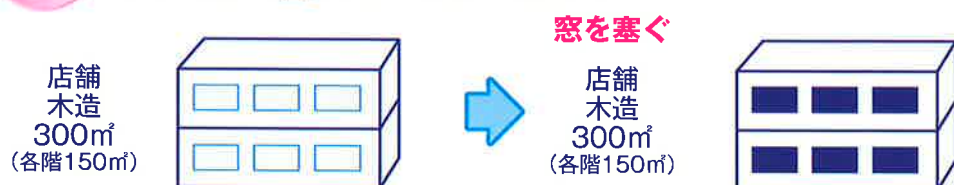
事例2 雨に濡れるので屋根（下屋）で接続



自動火災報知設備
未設置・違反

※面積が合算され、自動火災報知設備の設置基準面積を超えた事例です。

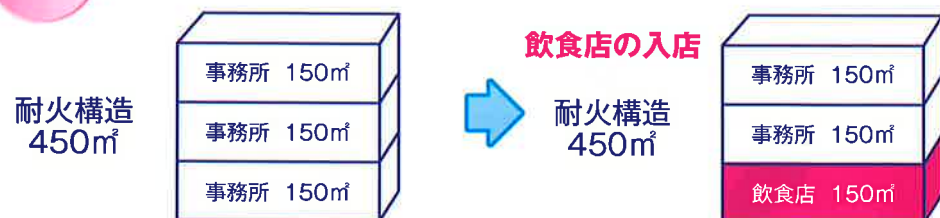
事例3 建物の改装工事に併せて、避難又は消防活動に有効な 開口部（出入口・窓）を塞ぐ



屋内消火栓設備
未設置・違反

※建物の出入口や窓を塞いだため、屋内消火栓設備が必要となった事例です。

事例4 事務所から飲食店に用途変更



自動火災報知設備
未設置・違反

※不特定多数の方が利用する「テナント(飲食店)」が入店したため、自動火災報知設備が必要となった事例です。

重大な消防法令違反を 解消する方法は？ (消防法令違反としないためには)

消防法令による消防用設備等は、建物構造、面積、用途などによって規制するため、建物の増築、隣接建物との接続、開口部の閉鎖、または用途変更(新たなテナントの入店)により**重大な消防法令違反対象物**になる場合が大半を占めています。

重大な消防法令違反とならないよう、**事前に消防本部予防課に相談**をしてください。

事例の消防法令違反を解消する方法は、次のいずれかになります。

- 方法1 **増築等をした部分を撤去、接続部分を切り離す、開口部（窓等）の復元、新たなテナントの退去**
または
- 方法2 **必要となる消防用設備等を設置する。**

例えば、

店舗の増築に費用をかけ、さらに費用をかけてその店舗部分を撤去するのか。

新規契約で入店したテナントオーナーに違約金を支払って退去をお願いするのか。

若しくは、

消防用設備等を新たに費用をかけて設置するのか、といった議論になります。

いずれもお金がかかることですので、**事前の相談**をお願いします。

なお、**重大な消防法令違反が解消されない場合は「違反対象物公表制度」**により、建物の名称・住所、違反の内容を消防本部のホームページで公表し、建物を利用する方が違反の状況を確認できるようにしています。

また、消防法令違反が改善されない場合は、消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されるなど公示されることとなります。

**まずは、
消防本部予防課に
相談を!!**



**【お問い合わせ先】
足利市消防本部予防課
0284-41-3199**